

子どもたちの豊かな成長・発達を保障するために認可保育所の
最低基準の堅持・向上に関する意見書（案）

厚生労働省は、平成21年11月4日、地方分権改革推進委員会に対し、第3次勧告（地方要望分）に対する厚生労働省の対応方針を提出した。この中で、保育所の面積基準については、東京等に関し、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」を「標準」とする、最低基準の緩和を勧めている。これは、乳幼児の成長発達を脅かすものとなりかねない重大なことである。このことは、提出した対応方針の中でも、「保育の質等に深刻な悪影響が生じかねないもの」として、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」を列記していることから明らかである。

そもそも、現在の保育所の認可基準は、昭和23年の終戦直後に制定され、当時の低い施設水準の実態と敗戦後の混乱による経済状況への配慮により、将来的に充実することを念頭に非常に低い水準に設定されたものである。

このため、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準について、厚生労働省令第三条で「厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」、第四条で「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」と定めている。

また、現在の最低基準については、厚生労働省の委託調査、「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」でも、先進諸国で保育施設について設けられている基準と比べても劣っていること、現行の最低基準そのものも、保育を行うことが不可能と言う状況ではないものの、食寝分離など様々な課題があると指摘している。

もとより、待機児童問題は一刻も早く解決することが必要であるが、都市部だからといって、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねないことを行ってもよい、ということにはならない。

「赤ちゃんの急死を考える会」が行った保育施設における死亡事故の分析では、認可外の施設が85%を占めている。また、認可保育所においても、「定員の弾力化」の上限枠が撤廃され、最低基準ギリギリまでの詰め込みが推奨されるとともに、これに伴う保育士の定数増は短時間非常勤保育士を当